



News 12月号

News 12月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/市村 卓也

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆平成30年分の給与の源泉徴収事務☆

●配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者(注1)に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、同一生計配偶者(注2)が障がい者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

(注1) 源泉控除対象配偶者とは、居住者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。

(注2) 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます。

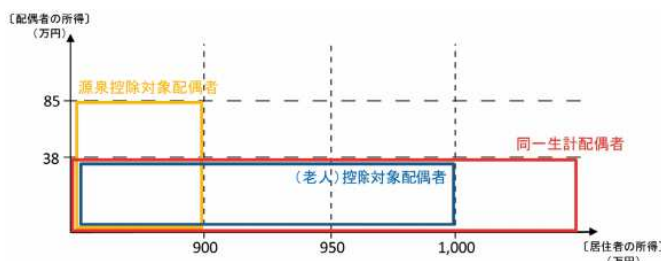
(注3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の配偶者をいいます。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

	居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)	居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額)	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上記により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

【参考：配偶者の範囲】



☆コラム(飯島のつぶやき)☆

100%の保証

元、セールスウーマン日本一の和田裕美さんのコラムより抜粋します。

私たちは「100%保証」を求めがちです。一億円が100%当たる宝くじが1000万だったとしたら、借金しても欲しいですよ。すぐに決断もできます。

100%保証があったらお金の心配もせず、すごく早く決断できるのです。

でも、決断できないのは、「できなかったら?」「失敗したら?」「損をしたら?」という不安があるからなのです。

けれど、そもそも人生は「賭け」であって、保証がなくても、勇気をもって挑むことでしか動かないのです。

でも、だからこそ、なによりも大事な投資をするしかないのかなと思います。それこそが“自己投資”。自分に「賭ける」のです。

学んだことを、自分の行動に取り入れて、継続して自分の中で育てていけば、時間がかかっても確実に成長します。

成長できれば確実に結果も変わります。結果が変わるので100%幸せになるし、稼げるということです。

100%にもっていけるかは自分次第。自分が学ぶことにもっともっと前向きになって、自分の未来を信じてもっともっと活躍する。そして、なにかを積極的に学ぶことなしに、他の人より頭をひとつ出すことはできないし、同じ日常を過ごしても劇的な変化も起こりません。

殺処分ゼロ

あなたの「ふるさと納税」でワンコの命が救えます！
広島県神石高原町に本部を置く特定非営利活動法人(認定NPO)ピースウィンズ・ジャパンの「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクトでは、世界中の方が訪れる2020年の東京オリンピックまでに日本の犬の殺処分をゼロにする、という目標を掲げています。

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/112>

是非、アクセスしてください!! (私もしました)

今月の一言

『人間関係がうまくいかない原因の

90%は、“話をしていないこと”』

「話すことは、理解のスタート。話さないことは、誤解のスタート」だそうです。

声をかけるって、大事なんですね。気をつけよう。